

平成 28 年度 第 1 回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
地域福祉基本計画策定・推進部会 会議要旨

1 開催日時 平成 29 年 1 月 19 日（木）13 時 00 分～15 時 00 分

2 開催場所 大阪市役所 7 階 第 6 委員会室

3 出席委員 9 名

浅野委員、岩間委員、笠原委員、酒巻委員、種継委員、田村委員、鳥屋委員、
野村委員、山田委員

4 議題

- （１）部会長の選任について
- （２）地域福祉計画のこれまでの経過について
 - ① 地域福祉計画のこれまでの経過と今後の方向性について
 - ② 大阪市における相談支援機関の連携に向けた取組について
- （３）新たな計画の主な検討の視点について
- （４）今後の計画策定スケジュールについて

5 会議要旨

【議題 1】

- ・岩間委員を部会長に選任
- ・笠原委員を部会長職務代理に選任

【議題 2】

- ・事務局から資料に沿って説明

（主な意見）

- ・誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせることを実現するためには、それを担う人材の育成や確保が重要であるが、行政がこれまで、どのような人材確保に関するサポート、支援をしてきたのかということを説明して欲しい。
- ・区保健福祉センターに配置される包括的相談支援推進員の役割のイメージはどんなものか、また、それを担うのは区役所職員なのか、受託で実施するのか。
- ・地域での複合的な問題を、既存のしくみで事業等とうまく機能させてうまくいった事例もたくさんあるが、それらと、区役所に新しく包括的相談支援推進員を置くイメージが重なる。そこで課題となるのが、包括的相談支援推進員にどのような権限にもとづき関係機関に呼びかけを行うのか整理が必要。

【議題 3】

- ・事務局から資料に沿って説明

(主な意見)

- ・要援護者を真ん中に描き、フォーマルなサポートと、地域のインフォーマルなサポートを図で示すのはわかりやすい。地域のインフォーマルなサポートの新たな担い手を育むことを考える必要がある。
- ・昨今、介護福祉士の養成校に入る人が減っており、養成校では、出入国管理及び難民認定法の改正や、外国人技能実習制度の改正がされ、それらによって人材を確保していく状況である。

大阪市が介護人材の育成・確保を目指していく中で、介護現場を担う人が日本人だけではなく、多様な外国人が入ってくることも予想されることから、その課題は避けては通れないものだとして認識しておくべき。

また、福祉専門職の養成、確保だけではなく、魅力ある仕事づくりというところで教育委員会とも連携して高校生、中学生にもっと介護の魅力を伝えていきたい。

- ・包括的相談支援推進員の力量と権限の課題など、今回のモデル事業を通して、しっかりと機能するための仕組みづくりについて議論していきたい。
- ・すでに相談支援機関が連携できている地域では、今更なぜ包括的相談支援推進員を置くのかという声が上がると思われるが、連携できる体制がないという地域がまだまだあることから、当面は行政が半ば強制的にそのような場を設置するのは非常に重要である。

一方で、配置される包括的相談支援推進員の能力は非常に高いものが求められ、どのような人を配置するのか、市がどのような支援をしていくのか、人材養成も含めて検討が必要である。

- ・地域包括支援センターは、高齢分野の相談支援の中核機関として対応しており、この横断的な対応が機能していけば、非常に連携しやすくなる。

また、地域包括支援センターは、早期発見、早期対応を期待されており、地域の方々といろんなシステムづくり、仕掛けづくりというのをやっているが、一方で、発見した後の対応が非常に長期化するため、相談件数が非常に多くなる。

これらの支援継続、質の担保のため、見守り相談室の機能もこれから強化していくことによって、主たる機関が地域包括支援センターであっても、協力者としてこの見守り相談室が両輪で機能することで、地域の方が発見から対応まで幅広くできる。

- ・子育て支援センターでは、母親支援が非常に重要で、子育てに悩む母親に対する支援においては、区役所の保健師との連携も重要である。
- ・障がい者相談支援センターは、本来は、個別相談だけではなく、自立支援協議会、見守り相談室の CSW、地域福祉コーディネーターとも連携して地域づくりもしていかなければならないが、支援困難ケース、緊急ケースの相談支援に加え、障がい者虐待の

通報窓口、障害者差別解消法の窓口、障がい者の地域移行など業務内容も増加しており、現行体制では手一杯の状況である。

- ・生活困窮者自立支援制度は、経済的困窮だけではなく、社会的困窮にも対応するものであることから、基本的にはどんな相談でも受け付け、複合的な課題を抱える要援護者の支援を日々実践的に行っている。
- ・支援困難事例への対応だけでなく、地域において、早期に発見対応できる体制づくり、地域全体でカバーし合えるようなしくみづくりに着手すべき。
- ・成年後見制度利用促進法の基本計画をこれから国がつくる時の柱についての提言の中で、市町村レベルで中核機関をつくるということが盛り込まれそうになっており、全国に影響を与えることになるので、市レベルでの地域連携ネットワークの中核機関をどうするかたちで大阪市がやっていくのかという議論をさせていただきたい。

【議題４】

- ・事務局から資料に沿って説明

(特に意見なし)